明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○厚生省告示第八十一号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十条第一項及び第三十一条の三第三項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年一月厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた医療及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当については、なお従前の例による。

平成十二年三月十七日　　厚生大臣　丹羽　雄哉

第二十条の三のホの(1)中「内服薬は、一回十四日分を限度とし、外用薬は、一回七日分」を「内服薬及び外用薬は、一回十四日分」に改め、(2)の㈣中「十四日分又は」を削る。

第二十一条の三のホの(1)中「内服薬は、一回十四日分を限度とし、外用薬は、一回七日分」を「内服薬及び外用薬は、一回十四日分」に改める。

○厚生省告示第八十二号

老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年一月厚生省告示第十四号）に基づき、療担基準の規定に基づき厚生大臣が定める事項等の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた医療及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当については、なお従前の例による。

平成十二年三月十七日　　厚生大臣　丹羽　雄哉

第一号中「区分A002」を「第2部第1節」に、「第1章に規定する老人看護料」を「第1章第2部第1節に規定する老人入院基本料」に改める。

第四号中「区分A003」を「区分A200」に、「入院時医学管理料の1」を「入院時医学管理加算」に、「第1章に規定する老人入院時医学管理料のイ」を「第1章第2部第2節に規定する入院時医学管理加算」に改める。

第八号中「厚生大臣の定める内服薬及び疾患等（平成六年三月厚生省告示第百十一号）」を「厚生大臣の定める内服薬及び疾患（平成十二年三月厚生省告示第七十三号）」に改める。

○厚生省告示第八十三号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第四項の規定に基づき、老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年二月厚生省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた指定老人訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十二年三月十七日　　厚生大臣　丹羽　雄哉

別表の通則を通則第一項とし、同項中「1又は2」を「1」に、「3」を「2」に、「4又は5」を「3又は4」に改め、第一項の次に第二項として次のように加える。

2　前号の規定により算定する指定老人訪問看護の費用の額は、別に厚生大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

別表の1のイを次のように改める。

イ　老人訪問看護基本療養費(1)

(1)　保健婦、保健士、看護婦、看護士、理学療法士又は作業療法士による場合

㈠　週3日目まで　5,300円

㈡　週4日目以降　6,300円

(2)　准看護婦又は准看護士による場合

㈠　週3日目まで　4,800円

㈡　週4日目以降　5,800円

別表の1の注1中「（法第6条第5項に規定する老人に限る。以下同じ。）」を削り、「老人保健施設」を「介護保険法第7条第22条に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）」に、「老人訪問看護指示書及び老人訪問看護計画書」を「訪問看護指示書及び訪問看護計画書」に、「法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る老人訪問看護事業を行う事業所（以下「老人訪問看護ステーション」という。）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ4第1項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）」に改め、注2中「（法第6条第5項に規定する老人に限る。）」を削り、「老人訪問看護指示書及び老人訪問看護計画書」を「訪問看護指示書及び訪問看護計画書」に、「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に改め、注3中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に、「老人訪問看護指示書」を「訪問看護指示書」に、「特別老人訪問看護指示書」を「特別訪問看護指示書」に、「当該特別老人訪問看護指示書及び老人訪問看護指示書」を「当該特別訪問看護指示書及び訪問看護指示書」に、「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に改め、注5中「老人訪問看護ステーションの看護婦等が、当該老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーションの看護婦等が、当該訪問看護ステーション」に改める。

別表の1中注6を次のように改める。

7　利用者について、次のいずれかに該当する場合は所定額は算定しない。ただし、別に厚生大臣が定める場合についてはこの限りではない。

イ　病院、診療所及び介護老人保健施設等の医師若しくは看護婦等が配置されている施設に現に入院若しくは入所している場合

ロ　介護保険法第7条第15項に規定する痴呆対応型共同生活介護、同法第7条第16項に規定する特定施設入所者生活介護の提供を受けている場合

ハ　他の訪問看護ステーションから現に指定老人訪問看護を受けている場合

別表の1中注5を注6とし、注4を注5とし、注3の次に注4として次のように加える。

4　イについては、注1に規定する別に厚生大臣が定める疾病等の利用者又は注3に規定する14日を限度として所定額を算定する利用者に対して、必要に応じて1日に2回以上訪問看護を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、所定額に2,500円を加算する。

別表の2を削る。

別表の3の注1中「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に、「老人訪問看護計画書及び老人訪問看護報告書」を「訪問看護計画書及び訪問看護報告書」に、注2中「老人訪問看護報告書」を「訪問看護報告書」に、注3中「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に、注4中「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に、「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に、「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に、「寝たきり老人退院時共同指導加算」を「老人退院時共同指導加算」に改め、同表の3を2に改める。

別表の4の注中「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に改め、同表の4を3に改める。

別表の5の注中「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に改め、同表の5を4に改める。

○厚生省告示第八十四号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二第二項の規定に基づき、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた食事療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十二年三月十七日　　厚生大臣　丹羽　雄哉

ただし書を削る。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月　一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　六八〇円（本体　六五〇円）（配送料別）